# ご旅行条件書 (手配旅行契約)

\*お申し込みいただく前に、この条件書と標準旅行業約款を必ずお読み下さい。

# 1、本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

### 2、手配旅行契約

- (1) 手配旅行契約とは、あおいもりトレーディング(以下、当方)が旅行者の委託により、旅行者のために代理、媒介又は取次をすること等により旅行者が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいいます。
- (2) 旅行契約の内容・条件は、パンフレット、ホームページ、本旅行条件書、及び、当方旅行業約款によります。
- 3、旅行のお申込みと契約の成立時期
- (1) 当方に手配旅行契約の申込みをしようとする旅行者は、当方所定の申込書に所定の事項を記入の上、当方が別に定める金額の申込金とともに、当方に提出しなければなりません。
- (2) 手配旅行契約は、当方が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立するものとします。

# 4、お申込条件

次に掲げる場合において、手配旅行契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 通信契約を締結しようとする場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
- (2) 旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
- (3) 旅行者が、当方に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (4) 旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは 当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

### 5、契約書面のお渡し

- (1) 契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。ただし、当方が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、当該契約書面を交付しないことがあります。
- (2) 当方が手配旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面に記載するところによります。契約書面はホームページ、パンフレット、本旅行条件書等により構成されます。

### 6、旅行代金のお支払い

- (1) 旅行者は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当方に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払わなければなりません。
- (2) 通信契約を締結したときは、当方は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当方が確定した旅行サービスの内容を旅行者に通知した日とします。

### 7、旅行代金について

参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上12歳未満の方は、こども代金となります。

### 8、旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金、宿泊費、食事代、入場料・拝観料等及び消費 税等諸税。
  - (2) その他パンフレットやホームページにおいて、旅行代金に含まれる旨表示したもの。

上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

### 9、旅行代金に含まれないもの

前項の(1)から(3)のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

- (1) クリーニング代、電報・電話料、その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。
  - (2) ご希望者のみ参加されるオプショナルツアー料金
  - (3) 運送機関が課す付加運賃・料金 但し旅行代金に含めた場合を除く
  - (4) 自宅から発着地までの交通費・宿泊費

### 10、旅行契約内容の変更

- (1) 旅行者は、当方に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の手配旅行契約の内容 を変更するよう求めることができます。この場合において、当方は、可能な限り旅行者の 求めに応じます。
- (2) 前項の旅行者の求めにより手配旅行契約の内容を変更する場合、旅行者は、既に完了した手配を取り消す際に運送・宿泊機関等に支払うべき取消料、違約料その他の手配の変更に要する費用を負担するほか、当方に対し、所定の変更手続料金を支払わなければなりません。また、当該手配旅行契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少は旅行者に帰属するものとします。

### 11、旅行代金の額の変更

- (1) 当方は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動 その他の事由により旅行代金の変動を生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあ ります。
- (2) 前項の場合において、旅行代金の増加又は減少は、旅行者に帰属するものとします。

# 12、構成者の変更

- (1) 当方は、契約責任者から構成者の変更の申出があったときは、可能な限りこれに応じます。
- (2) 前項の変更によって生じる旅行代金の増加又は減少及び当該変更に要する費用は、契約責任者に帰属するものとします。

### 13、取消料

- (1) 旅行者は、いつでも手配旅行契約の全部又は一部を解除することができます。
- (2) 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、既に旅行者が提供を受けた旅行サービスの対価として、又はいまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用を負担するほか、当方に対し、当方所定の取消手続料金及び当方が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。

# 国内旅行に係る取消料

旅行契約解除の時期	取消料
旅行出発日の前日から起算して 21 日前まで	無
旅行開始日の前日から起算して 20 日前まで (日帰り旅行にあっては 10 日目)	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算して7日前まで	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始当日	旅行代金の50%
旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の100%

#### 14、手配旅行契約の解除

# (1) 旅行者の責に帰すべき事由による解除

当方は、次に掲げる場合において、手配旅行契約を解除することがあります。

- 1. 旅行者が所定の期日までに旅行代金を支払わないとき。
- 2. 通信契約を締結した場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効になる等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員 規約に従って決済できなくなったとき。
- 3. 旅行者が第4条第1項から第4項までのいずれかに該当することが判明したとき。
- 4. 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、いまだ提供を受けていない旅行 サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を負担するほか、当方に対し、当方所定の取消手続料金及び当方が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。

# (2) 当方の責に帰すべき事由による解除

- 1. 旅行者は、当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能になったときは、手配旅行契約を解除することができます。
- 2. 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、当方は、旅行者が既にその提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を除いて、既に収受した旅行代金を旅行者に払い戻します。
- 3. 前項の規定は、旅行者の当方に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。

### 15、旅行代金の精算

- (1) 当方は、当方が旅行サービスを手配するために、運送・宿泊機関等に対して支払った費用で旅行者の負担に帰すべきもの及び取扱料金(以下「精算旅行代金」といいます。)と旅行代金として既に収受した金額とが合致しない場合において、旅行終了後、次項及び第3項に定めるところにより速やかに旅行代金の精算をします。
- (2) 精算旅行代金が旅行代金として既に収受した金額を超えるときは、旅行者は、当方に対し、その差額を支払わなければなりません。
- (3) 精算旅行代金が旅行代金として既に収受した金額に満たないときは、当方は、旅行者にその差額を払い戻します。

# 16、添乗サービス

- (1) 当方は、旅行者からの求めにより、団体・グループに添乗員を同行させ、添乗サービスを 提供することがあります。
- (2) 添乗員が行う添乗サービスの内容は、原則として、あらかじめ定められた旅行日程上、 団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。
- (3) 添乗員が添乗サービスを提供する時間帯は、原則として、8時から20時までとします。
- (4) 当方が添乗サービスを提供するときは、契約責任者は、当方に対し、所定の添乗サービス料を支払わなければなりません。

### 17、当方の責任

- (1) 当方は手配旅行契約の履行にあたって、当方又は当方が手配を代行させた者の故意又は 過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損 害発生の翌日から起算して2年以内に当方に対して通知があった場合に限ります。
- (2) お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当方は原則として本項(1)の責任を負いません。
  - 【1】天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
    - 【2】運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害
    - 【3】運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
    - 【4】官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、 旅行の中止
      - 【5】自由行動中の事故
      - 【6】食中毒
      - 【7】盗難
  - 【8】運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって 生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮
- (3) 手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の翌日から起算して14日以内に当方に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当方が行う賠償額はお1人あたり最高15万円まで(当方に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)といたします。

# 18、お客様の責任

- (1) 旅行者の故意又は過失により当方が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければなりません。
- (2) 旅行者は、手配旅行契約を締結するに際しては、当方から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の手配旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当方、当方の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

### 19、国内旅行保険への加入について

ご旅行中、病気、怪我をした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。

### 20、個人情報の取扱い

当方は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。その他、当方は当方の提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、アンケートのお願い、統計資料の作成等にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

# 21、旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日は令和4年2月1日となります。

### 22、標準旅行業約款

標準旅行業約款とは、旅行業法に基づき、旅行業者と旅行者が交わす旅行契約に関し、観光 庁および消費者庁が定めた約款です。当方では、この標準旅行業約款を採用しております。こち らのご旅行条件書はあくまでその約款の一部であり、省略している箇所もございます。より詳しい 内容については、お申し込み前に必ず標準旅行業約款をお読みいただきお申込みください。

# 旅行企画 実施

登録番号:青森県知事登録 旅行業第 地一14号

名称:あおいもりトレーディング

所在地:青森県三戸郡田子町大字田子字田子54-1

電話番号:080-3006-9050

担当者名:五十嵐孝直(地域限定旅行業務取扱管理者)

### 【営業区域】

(青森県)田子町、三戸町(秋田県)鹿角市 (岩手県)二戸市、八幡平市